令和6年度の準備会活動について

令和6年9月4日 今回

次回 令和6年11月17日 第10回全体会 第9回全体会

○まちづくり事業と生活再建 のしくみ

(再開発手法、用地買収手法、 土地区画整理手法) 〇民間事業者アンケートに

ついて (主旨のご説明)

○まちづくり事業の先進事例 に学ぶ

金町六丁目駅前地区現地視察 及び、関係者からのご講演

令和7年2月頃 第11回全体会

〇民間事業者アンケート結果 報告 (実施状況のご報告)

○準備組合について

- ・他地区での進め方の研究
- 準備組合組成に向けた意見交換

○建物イメージの共有

- 権利者皆さんの生活再建の 意向をふまえて
- アンケート等を踏まえた 施設計画の考え方

その他

再開発事業

の勉強

建物の

概略検討

個別面談(9月実施)

・まちづくり事業と生活再建のしくみについて ・まちづくり事業と生活再建に関する意向把握

- ・まちづくり事業と生活再建のしくみについて • まちづくり事業と生活再建に関する意向把握
- ・ 準備組合設立について

※皆様のご意見等により、活動内容や時期を変更する可能性があります。

○民間事業者へ立地等調査

(アンケートなど)

まちづくりにはさまざまな手法があることを念頭に置き、個々の権利者にとっての**望ましい** 生活再建の姿を確かめながら、まちづくりのあり方を皆様で活発に議論し続けたいと考えます。

SIR

第9回全体会でいただいた ご意見・ご質問 (抜粋)

再開発事業は権利者の生活再建について、選択の幅があるという説明をしていただきましたが、他の 事業手法の事例では、その手法を選んだ理由はどのようなところにあるのでしょうか? 66

まちづくりで事業手法を検討する際には、各々の事業の持つ特徴に照らして、地区の抱える 課題へ対応が可能かどうかを見極めると同時に、権利者の皆様が生活再建するにあたっての 判断事項として、何を重視するかが大きな要因となります。

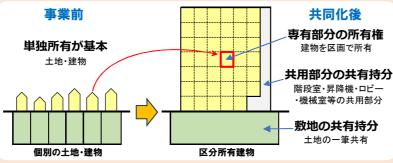
再開発事業は共同ビルになることから、皆様の住まい方や商売のあり方に馴染むかどうかを個々の判断 を考慮のうえ選択されます。一方、用地買収の手法では個々の権利者が、残地での再建ができるか、地 区外で再建の見通しが立てられるかなどの判断を考慮し選択されます。

現在は一戸建て所有だが、再開発ビルの土地共有と建物の区分所有について説明してほしい。

事業前は権利者の皆様が個々に土地や建物 を所有している状況が一般的です。

> 一方、再開発事業で建てられる建物は、土 地を共有する**区分所有建物**になります。

> 右図のとおり区分所有建物は、専有部分の 所有権、共用部分の共有持分、敷地の共有 持分、この3つを明示することで権利関係 を明確化して登記されます。





対象者の方で、第9回全体会に欠席された場合の当日資料の 受け取り希望や、ご意見・ご質問等は事務局までお問い合わせください。

〈京成高砂駅北口地区市街地再開発準備会 事務局〉

葛飾区都市計画課 高砂地域整備担当係 松本•黒崎•鈴木

TEL: 03-5654-8344 (直通)

区 HP: 「京成高砂駅北口地区市街地再開発準備会について」



(HPはこちら)

京成高砂駅北口地区

令和6年10月発行

第9号

まちづくり事業と生活再建のしくみについて、 事例を含めて勉強しました!

令和6年9月4日(水)高砂北集い交流館にて、京成高砂駅 北口地区市街地再開発準備会第9回全体会を開催しました。 当日は4名※の方にご参加いただきました。

これまでと視点を変え、再開発事業とそれ以外のまちづく **り手法**における**生活再建**のしくみを比較することで、共通す **る点**や、**手法ごとの特徴**を学びました。



【第9回全体会の様子】

※ 同月に個別面談を別途開催し、10名の方に参加していただいております。

【当日の内容】

- (1) まちづくり事業と生活再建のしくみ
- ・様々なまちづくり事業と生活再建のしくみ
- 生活再建のしくみ(まとめ)

- (2) 民間事業者アンケートについて
- (3)質疑応答・意見交換

告知:第10回全体会にてまちづくり先進事例を視察します!

金町六丁目駅前地区

第一種市街地再開発事業 ~現地視察と関係者のご講演~



2024年11月17日(日) 午後2時~4時頃

視察の詳細につきましては、市街地再開 発準備会の皆様に追ってご案内します。

視察の目的

組合施行により、令和3年に竣工した金町六丁 目駅前地区の再開発ビル(ベルトーレ金町)を視 察します。再開発へ携わった方の生の声を聴き、 現地の見学を通じて、座学では分かりづらい再開 発の要点や権利者の生活再建などについて理解す ることを目的とします。







市街地再開発組合の役員 を務められた方から経験 淡をうかがう予定です。 当日の様子は、今後の準 備会ニュース等でお知ら せしたいと考えています。

🌉 🕄 ベルトーレ金町

写直出典「金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業記念事業誌」より







テーマ: さまざまな事業手法と生活再建を考える

◆生活再建の視点と判断事項

今回は、市街地再開発事業のしくみを理解するために、用地買収と土地区画整理 事業を比較対象として、以下に示す5つの「生活再建」の視点で、それぞれの事業 の特徴や共通点を把握しました。 ※ 判断事項に示した内容は一般的な例です。



生活再建の視点	判 断 事 項 ※
①生活再建で 目指す こと	従前の生活を継続 or 将来への要望に対応
②事業後に再建する 位置	資産を保有する場所や位置が 同一 or 異なる
③資産の 持ち方	個々 の形態(戸建て、個人商店など) or 共有 形態(マンション、共同店舗など)
④事業後の資産の 規模	土地または建物面積が事業前に比べ 同等程度 or 生活再建可能な範囲で 減少
⑤事業後の資産で 重視する点	機能 or 用途 or 規模 or 得られる収入(想定賃料等)

◆まちづくり事業手法と判断事項

まちづくり事業の手法の違いにより、提供される選択肢・その判断が異なります。 これらの勉強を重ねることで、**皆様のニーズ**にあった方法を**確認**していきます。 なお、本比較は各事業の優劣を決めるものではありません。



A 市街地再開発事業による権利変換

- ●道路等の基盤整備とあわせて、一体的な街づくりを行う ことができます。
- ●従前に各々の権利者が所有する権利を、評価額に応じて 再開発ビルの**床に置き換え**ます。これを**権利変換**と呼び ます。
- ●一般的には、権利変換により、戸建ての住宅・店舗から 共同の住宅・店舗(再開発ビル)へ移ることになります。②事業後に

事業前

生活再建の視点

① 牛活再建で

目指すこと

選択の幅がある

- ・再開発ビルへの権利変換が基本
- ・資産用途を従前と異なる用途にする ことができる
- ・金銭給付を受けて地区外で再建する 選択肢がある

判断事項

選択の幅がある

- ・個々の権利者の意向にそって配置が 調整される 再建する**位置**
 - ・金銭給付を受けて地区外で再建する 選択肢がある

区分所有建物(土地共有)が基本

区分所有権を得ることができる

・事業のなかで借地権を分離して

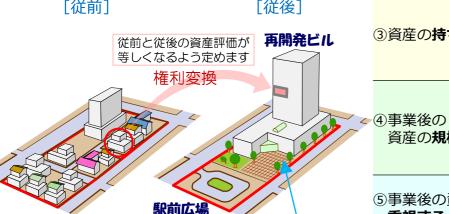
権利変換することができる

・権利変換により再開発ビルの

-2-

事業後 「従後〕

(土地は共有持ち分)



③資産の持ち方

権利変換により建物面積は減る傾向 にある

・従前の土地・建物等の評価額と等価で 新しいビルへ権利変換されるため、 建物面積が小さくなることが多い

⑤事業後の資産で 重視する点

資産の規模

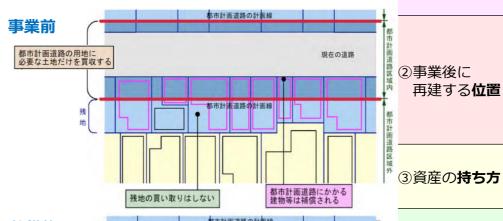
機能や規模が希望に沿うのか

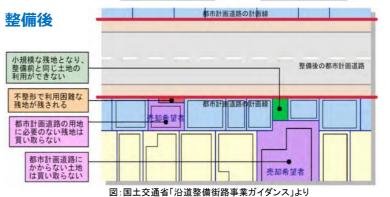
選択肢・判断材料が多い

・想定賃料が安定して得られるのか

B 街路事業による用地買収と基盤整備

- 道路整備のため、**道路**にかかる土地を所有者から**買収** させていただく手法です。
- ●権利者の皆さんは、残った土地で個別に建替えるか、 ご自身で地区外に**代替地を取得**する場合等があります。





③資産の持ち方

④事業後の

資産の規模

生活再建の視点

①生活再建で

目指すこと

従前の土地は買収により減少する

解消を必要とする場合がある

従前に応じた所有関係が基本

・売却する土地の借地権や抵当権の

・道路として買収する部分の資産は、 正常な取引価格で買収され、土地は 減るが、道路整備により価値が増進 する場合もある

判断事項

「従前の生活を継続」できるかどう

かは、用地買収後の土地形状による

・買収後の残地で、補償金を主な原資

・従前の土地の大部分が買収対象と

都市計画道路との位置関係により決

・買収後の残地で再建する場合、通常、

・用地買収の範囲によっては、原位置

での再建が難しく地区外に転出する

新たに整備された道路に面する

として個々に再建する

まり、選択の余地は無い

場合がある

なった場合、地区外で再建

・道路部分のみが買収されるため 不整形な残地が残る場合がある

⑤事業後の資産で 選択肢は多くない 重視する点

生活再建の視点

①生活再建で

目指すこと

・用地買収後の土地の大きさ・形状で 生活再建可能かどうか

判断事項

・照応の原則により換地された土地で、

補償金を主な原資として、個々に

C土地区画整理事業を活用した基盤整備

- ●公共施設(道路・公園など)の整備改善及び宅地の利用 の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設 の新設又は変更を行います。
- ●従前の権利者の土地を**換地**という**土地の置き換え**により 整備する方法です。
- ●公共施設の土地は各宅地から土地を少しずつ提供しても らい整備します。この土地を提供することを**減歩**(げん ぶ)と呼びます。
- 換地照応の原則:換地は従前の宅地の位置、地積等が照 応するように定めます。

事業前 [従前]

②事業後に

再建する位置

再建する

「従前の生活を継続」が基本

基本的に選択の余地は無い ・照応の原則により従前と近い条件の 位置に再配置される

従前に応じた所有関係が基本

③資産の持ち方

- ・従前が単独所有ならば換地も変わらず 単独所有のまま
- ・借地権は従前の所有権とともに換地に 移行する

基本的に土地は減歩される

④事業後の 資産の規模 ・土地は従前評価額を等価で換地される ため、価値が増進した場所では減歩 され、面積は従前よりも小さくなる

重視する点

⑤事業後の資産で 基本的に選択肢は多くない

・換地後の十地の位置や形状で 生活再建可能かどうか

事業の影響範囲と効果に着目すると、街路 事業は計画線にあたる方だけを対象として、 最小限の影響で着実に道路が整備されます。

一方、土地区画整理事業は一般的に**影響範囲が広く**、多くの方々が関わる 事業ですが、**市街地の課題を大きく改善**できる場合が多いです。



図:公益社団法人 街づくり区画整理協会HPより

事業後[従後]



-3-